

※本仮訳で使用している用語は、IESBA公開草案の概要の原文の用語を訳しているものです。そのため、現在日本の制度において使われている用語と整合性を図って使用しているものではありません。

## 公開草案： 違法行為への対応（要約）

この概要は、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）公開草案「違法行為への対応」の要約である。

このプロジェクトの目的は？

このプロジェクトの目的は、監査人、その他の会計事務所等所属の職業会計士及び企業等所属の職業会計士が違法行為（NOCLAR）又はその疑いに気付いたときに、公共の利益に資するための最善の行動として、どのような行動をとるべきかを決定する際に規範となるフレームワークを開発することにある。

どのような問題に対する規定なのか？

当該規定案は、クライアントに専門業務を提供する際又は雇用主のために職務を遂行する際に、職業会計士が違法行為又はその疑いに気付いた場合に、公共の利益のため、各職業会計士がそれぞれの役割の範囲内で職業会計士として求められる合理的な対応に関する規定案である。

コメント締切日は？

2015年9月4日

コメントの提出方法は？

回答者は、IESBA ウェブサイトの“コメントの提出”のリンクを使って、電子的にコメントを提出することが求められる。コメントは PDF ファイル及び Word ファイルの両方で提出することが求められる。全てのコメントは、公の文書となり、最終的にウェブサイトに掲載される。

## 公開草案へのコメント

全ての利害関係者 - 特に、規制当局及び監査監督主体、作成者、監査委員会、投資家、会計事務所等及び違法行為に関する事項に取り組む役割がある者又は関心のある者からのコメントが期待されている。

誰に対して求められているか？

IESBA は、次のような幅広い利害関係者が公開草案に対して回答することを期待している。

- 作成者 - 法令を遵守し違法行為を防ぐ第一義的責任を負う者
- 統治責任者 - 全ての該当する法規制を企業が完全に遵守すべく、企業のビジネス行動を監視する重要な役割を持つ者
- 投資家 - 投資する企業による重要な法令違反及びその影響に懸念を持つ者
- 規制当局 - 違法行為又はその疑いに対して、公共の利益のために確実に適切な対処がなされることに関心のある者
- グローバルネットワークを含む会計事務所等 - 違法行為又はその疑いに対処する役割を持つ者
- 違法行為又はその疑いへの対応における職業会計士の役割を検討できる職業会計士団体

IESBA が利害関係者から意見を求める主要な論点は何か？

IESBA は次の主要な論点についてコメントを求めている。

- 違法行為又はその疑いを適切な当局に通報する法規制がある場合、提案されているガイドランスはその法規制の遂行及び適用をサポートすると考えるか。
- そのような報告に関する法規制がない場合、提案されている事項は、職業会計士がその状況において公共の利益のために行動する責任を果たすのを手助けするのに有用であると考えるか。
- 提案されている事項について、実務的な観点からの意見、特に監査人と被監査会社との関係、その他の会計事務所等所属の職業会計士とそのクライアントとの関係、及び企業等所属の職業会計士とその雇用主との関係に対する影響についてどう考えるか。
- 全てのカテゴリーの職業会計士のなすべきことを含め、フレームワーク案を支持するか。

## フレームワーク案の重要な構成要素

IESBA は、フレームワーク案が公共の利益に資するものであると考えている。当該フレームワーク案の策定に当たっては、2012 年 8 月に公表した公開草案に対する利害関係者からのコメントを受領し、2014 年において香港・ブリュッセル・ワシントン DC で実施した 3 つのラウンドテーブルを含む利害関係者との広範な協議を行うとともに、IESBA の CAG（諮問助言グループ）とのディスカッションを行った。

当該フレームワーク案は、公共の利益に資するため職業会計士に対して何が期待されているか、ということに着目している。すなわち、職業会計士が知っていながら無視をしないこと、違法行為に対して対処すること、違法行為を防止すること、及び、公共の利益のために必要とされる追加的対応策を講じることなどである。

### フレームワーク案における違法行為とは？

依頼人若しくは雇用者、又はその統治責任者、経営者、若しくは従業員によって行われる、作為又は不作為の、故意又は故意ではない、現行の法規制に反する行為である。

### フレームワーク案において職業会計士に対して求められていることは？

- 誠実性及び職業的専門家としての行動の原則を遵守すること。
- 経営者又は統治責任者に報告し、以下の対応を促すこと。
  - 経営者又は統治責任者が、違法行為又はその疑いを阻止し、若しくは是正し、又はそれらの影響を軽減できるようにすること。
  - 違法行為を未然に防ぐこと。
- 公共の利益のために必要とされる追加的対応策を講じること。

### 対象となる法規制の範囲は？

例えば次のような、職業会計士の習得すべき知識及びその専門性に関連する法規制。

- 財務諸表の重要な金額及び開示の確定に直接影響を与える法規制
- 当該法規制を遵守することが、事業体の事業や経営の根幹に関わるほど重要であり、又は、重大な罰則を回避するために必須であるその他の法規制。

### 範囲外となるものは？

- 明らかに重要性のない事項
- クライアント又は雇用者の事業活動に関係のない個人的な違法行為
- クライアント若しくは雇用者、又はその統治責任者、経営者若しくは従業員以外の者により企てられる違法行為。

## フレームワーク案における監査人に対する要求事項は何か？

フレームワーク案は、違法行為又はその疑いへの対応に関して、各職業会計士ごとに別々のアプローチを採用している。

- 監査人 vs 監査人以外の会計事務所等所属の職業会計士
- 上級の職にある企業等所属の職業会計士 vs それ以外の企業等所属の職業会計士

これは、職業会計士のカテゴリーごとのそれぞれの権限、影響力（その範囲）及び権限・責任・決定に関するそれぞれのレベル並びに公益性の観点からの異なる期待レベルを考慮してのものである。

経営者又は統治責任者に対して違法行為又はその疑いを報告すること

- 問題を明確に理解し、経営者又は統治責任者が問題を調査できるようにすること。
- 彼らの懸念について具体的に説明し又は理解をさせること。
- 経営者又は統治責任者に以下の対応を促すこと：
  - 違法行為又はその疑いを阻止し、若しくは是正し、又はそれらの影響を軽減できるようにすること。
  - 違法行為を未然に防ぐこと。
  - 法規制が要求する場合、又は公共の利益のために必要とされる場合、適切な当局に当該事項を通報すること。

職業的専門家としての責任を果たすこと

- 該当国（管轄地域）の法規制を理解し、遵守すること。
- 職業的専門家としての基準を遵守すること。

目的を達成するために追加的対応策が必要かどうか決定すること

- どのような追加的対応策をどの程度講じる必要があるかは、例えば次のような様々な要因による。
  - 経営者又は統治責任者の対応の適切性及び適時性
  - 事業体又は利害関係者に対する実際の又は潜在的に重大な損害が生じるであろうことに関する確かな証拠
- 一連の追加的対応策は、以下の対応を含み得る。
  - 適切な当局に当該事項を通報すること。
  - 業務の辞退、契約の解除等を検討すること。
- 当該決定は、その時点における個別の事実と状況を勘案して、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者の視点から客観的に行われるものである（第三者テスト）。

文書化すること、とりわけ、違法行為に対する対応に関して求められている要求事項に、どのように十分に対処したかについての文書化

## フレームワーク案において上級の職にある企業等所属の職業会計士に何が要求されるのか?

フレームワーク案は、上級の職にある企業等所属の職業会計士を、人的、財務的、技術的、物的及び無形の経営資源の取得及び配分並びに経営資源に対する支配に関して、重要な影響力を行使し、決定できる取締役、執行役員又は上級の職にある社員であるとしている。

上級の職にある企業等所属の職業会計士は、違法行為を防止するための社内体制を確立し、方針及び手続を実行するための適切な措置を講じることを含め、倫理を基礎とする企業文化を促進するに当たり、組織内で重要な役割を担い得る。

### 全般的な期待

- 組織内において、経営者が正しい行動に対する姿勢を打ち出すこと。
- 良好な社内統治の必要不可欠な構成要素としての内部通報制度手続を含む、違法行為を防止するための適切な方針及び手続を確立すること。

### 職業的専門家としての責任の履行

- 上司又は統治責任者に違法行為又はその疑いを報告すること。
- 該当国（管轄地域）の法規制を理解し、遵守すること。
- 違法行為又はその疑いを阻止し、若しくは是正し、又はそれらの影響を軽減できるようにすること。
- 違法行為を未然に防ぐように尽くすこと。
- もし外部監査人がいるのであれば、外部監査人に通報すること。

### 目的を達成するために追加的対応策が必要かどうか決定すること

- どのような追加的対応策をどの程度講じる必要があるかは、例えば次のような様々な要因による。
  - 上司又は統治責任者の対応の適切性及び適時性
  - 雇用者又は利害関係者に対する実際の又は潜在的に重大な損害が生じるであろうことに関する確かな証拠
- 一連の追加対応策は、以下の事項を含み得る。
  - 事業体が企業グループに属している場合、その親会社に報告すること。
  - 適切な当局に当該事項を開示すること。
  - 退職を検討すること。
- この決定は、その時点における個別の事実と状況を勘案して、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者の視点から客観的になされるものである（第三者テスト）。

### 文書化の奨励

## フレームワーク案において監査人以外の会計事務所等所属の職業会計士及び上級の職以外の企業等所属の職業会計士に何が要求されるのか？

倫理の基本原則は全ての職業会計士に対して同一であり、職業会計士は問題に対処しなければならない。しかしながら、基本原則の遂行をどのように行うかは、役割、職階及び影響力の範囲によって異なる。

### 監査人以外の会計事務所等所属の職業会計士の場合

- 違法行為又はその疑いについて、経営者又は接触を持っておりかつ適切な場合には統治責任者と協議すること
- クライアントが会計事務所等の監査クライアントでもある場合には、監査業務執行社員が当該事項を知ることができるように、会計事務所等内においてコミュニケーションを行う。
- クライアントがネットワークファームの監査クライアントの場合には、監査業務執行社員が当該事項を知ることができるように、ネットワークファームとコミュニケーションすることを検討する。

### 客観的な視点（振り返って再考する）

- 目的を達成するために、例えば次のような追加的対応策が必要か否かを検討する。
  - もし外部監査人がいるのであれば、外部監査人に通報すること。
  - 適切な当局に当該事項を通報すること。
- これは様々な要因による。

### 業務の継続

基本原則を遵守するために、クライアントとの関係を継続するかどうかを検討する。

### 上級の職以外の企業等所属の職業会計士の場合

- 違法行為又はその疑いを直属の又はその次の上位者に報告する、又は
- 企業内部の通報制度を利用する

文書化は、監査人以外の会計事務所等所属の職業会計士及び上級の職以外の企業等所属の職業会計士のいずれに対しても奨励される。

# フレームワーク案により、どのように規定が強化されるのか？

倫理規程は、堅固なコーポレートガバナンス体制及び強固で信頼のできる有効な法規制を含む、より幅広いフレームワークの中の 1 つの構成要素として機能するものである。

IESBA は、違法行為の問題が総合的に対処されることを確保する上で、これらのより幅広いフレームワークにおける全ての要素が重要であると考えている。

## 総合的なバランスのとれたモデル

- 公共の利益に資するため、何が期待されているか、ということに着目している。
- 経営者及び統治責任者の責任と対応させて、監査人及びその他の職業会計士のとるべき行動について、適切にかつ必要不可欠なものとして重点を置いている。
- 職業会計士が公共の利益のために行動する必要性とグローバルな実行可能性の両者を考慮し、しっかりとバランスをとっている。

## レベルに応じたアプローチ

- 異なるカテゴリーの職業会計士に対して、異なる権限と影響力、及び異なるレベルの公益性の観点からの異なる期待レベルを考慮しており、それぞれのレベルに対応した責任としている。

## 経営者の正しい行動に対する姿勢を新たに強調

- 所属する組織において、法令遵守の文化と違法行為の防止を促進する上級の職にある企業等所属の職業会計士の重要性を強調している。

## 監査人の“ツールキット”を拡大

- 障壁となる倫理規程で求められている守秘義務の違反になることなしに、適切な状況において、適切な当局に重大な違法行為又はその疑いを通報することができる場合を示している。
- 監査人の交代の理由に関して、後任及び現任監査人とのコミュニケーションを要求している。

## 法規制の下での報告の促進（報告の増加）

- 職業会計士が違法行為又はその疑いに気付いた際に、該当国（管轄地域）の法規制の理解を要求することにより、現行の法規制の通報義務に対する職業会計士のコンプライアンスを高めることとなる。
- 法規制における通報義務がない、又は通報に関して具体的なガイダンスがほぼ欠如している国（管轄地域）において、必要なガイダンスを提供することにより、法規制のフレームワークをサポート及び補完する。